

○高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

平成18年4月1日規則第61号

改正

平成21年4月1日規則第43号

平成25年3月12日規則第4号

令和3年4月1日規則第32号

令和4年4月1日規則第28号

高知県こどもの環境づくり推進委員会規則をここに公布する。

高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県子ども条例（平成25年高知県条例第1号）第11条第6項の規定に基づき、高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 推進委員会に委員長及び副委員長2名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 推進委員会は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課において処理する。

(意見の聴取)

第6条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、子どもを含めた県民から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 推進委員会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係する教育機関、行政機関及び団体に対して、資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

(要旨の公表)

第8条 推進委員会は、調査審議した事項のうち重要なものについて、その要旨を公表する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第28号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。